

収 支 報 告 書

令和 6 年 分

（ふりがな）

1 政治団体の名称

しん わ かい
信 和 会

2 主たる事務所の所在地

甲府市朝氣二丁目1番18号

3 代表者の氏名

斉 藤 和 由

4 会計責任者の氏名

原 田 孝 安

（事務担当者の氏名）原田 孝安

（電話番号） 055-235-6314

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の |
| ☐ 政 党 の 支 部 | 規定による政治団体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☒ そ の 他 の 政 治 団 体 |
| | ☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 山梨県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | | |
|---------------------------------------|---------------|
| ☐ 有 | ↓
（「有」の場合） |
| ☒ 無 | |

公職の種類

資金管理団体の
届出をした者の氏名

（※1）国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者
の 氏 名

公 職 の 種 類

（※1）国会議員関係政治団体のみ記入

（※2）資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

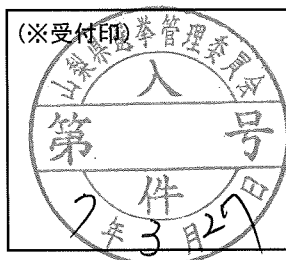
（※2）対象年の途中で指定・取消をした場合のみ記入

（※3）国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

（※3）対象年の途中で適用した場合のみ記入



(そ の 2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

				十億	百万		千		円		
収 入 総 額					3	0	5	3	4	1	2
(前年からの繰越額)					1	1	5	8	2	9	8
(本年の収入額)					1	8	9	5	1	1	4
支 出 総 額					1	3	7	8	0	1	6
翌年への繰越額					1	6	7	5	3	9	6

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人負担する党費又は会費											
金 額			十億		百万		千		円		
					1	8	1	5	0	0	0
員 数										人	
										1	0

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く。)の区分			金 額							備 考	
			十億		百万		千		円		
(ア) 個人からの寄附							8	0	0	0	0
[うち特定寄附]											
(イ) 法人その他の団体からの寄附											
(ウ) 政治団体からの寄附											
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)							8	0	0	0	0
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]											
イ 政党匿名寄附											
合 計 (ア + イ)							8	0	0	0	0

(6)

[illegible]

(7)

[illegible]

(そ の 13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目		金 額										備 考	
				十億		百万		千			円		
1 経 常 経 費													
(1) 人 件 費													
(2) 光 熱 水 費													
(3) 備 品・消 耗 品 費								8	0	1	6		
(4) 事 務 所 費							3	3	0	0	0		
小 計							4	1	0	1	6		
2 政 治 活 動 費													
(1) 組 織 活 動 費						1	3	3	7	0	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費													
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費												ア～エの計	
ア 機関紙誌の発行事業費													
イ 宣 伝 事 業 費													
ウ 政治資金パーティー開催事業費													
エ そ の 他 の 事 業 費													
(4) 調 査 研 究 費													
(5) 寄 附・交 付 金													
(6) そ の 他 の 経 費													
小 計						1	3	3	7	0	0	0	
合 計						1	3	7	8	0	1	6	

(そ の 15)

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分 組織活動費（ 組織対策費 ）				
支 出 の 目 的	金 額										年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
			十 億			百 万			千	円					
定例会							6	0	3	2	1	6.2.9	すし処 魚保	甲府市太田町20-6	
定例会							6	1	0	3	5	6.3.8	すし処 魚保	甲府市太田町20-6	
定例会							5	2	9	3	8	6.4.10	すし処 魚保	甲府市太田町20-6	
定例会							5	6	2	2	2	6.5.10	すし処 魚保	甲府市太田町20-6	
定例会							6	4	4	7	2	6.7.10	すし処 魚保	甲府市太田町20-6	
定例会							5	0	0	0	0	6.8.9	すし処 魚保	甲府市太田町20-6	
定例会							6	5	0	0	0	6.11.8	すし処 魚保	甲府市太田町20-6	
定例会							7	2	9	1	2	6.12.6	すし処 魚保	甲府市太田町20-6	
こ の 頁 の 小 計							4	8	2	9	0	0			
そ の 他 の 支 出							1	3	7	9	0	0			
合 計							6	2	0	8	0	0			

(そ の 15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分				組織活動費（行事費）		
支出の目的	金 額										年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
			十億			百万			千	円						
研修旅行							2	6	8	0	0	0	6.8.27	(有)西東京観光サービス	甲府市住吉本町1410	
研修旅行							1	5	0	0	0	0	6.10.27	(有)西東京観光サービス	甲府市住吉本町1410	
研修旅行							1	7	9	0	0	0	6.10.31	(有)西東京観光サービス	甲府市住吉本町1410	
この頁の小計							5	9	7	0	0	0				
その他の支出							1	0	9	2	0	0				
合 計							7	0	6	2	0	0				

(そ の 15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分					組織活動費（ 交際費 ）				
支 出 の 目 的		金 額								年 月 日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備 考						
				十億			百万		千		円								

(その 17)

資 産 等 の 状 況

1 資 産 等 の 総 括 表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を越える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を越える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を越える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別 紙 の と お り)

- 1 領 収 書 等 の 写 し
- 2 監 査 意 見 書 (政 党 及 び 政 治 資 金 団 体 に 限 る 。)
- 3 政 治 資 金 監 査 報 告 書 (国 会 議 員 関 係 団 体 に 限 る 。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令 和 7 年 3 月 26 日

政 治 団 体 の 名 称 信 和 会

会 計 責 任 者 の 氏 名

原 田 孝 安



印

(解 散 時 の み)

代 表 者 の 氏 名

印

※ 氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。